

七ヨリ解雇干渉ハ解決セルト思料スルモ前記欲代揚帯ハ
 刑務第二百五十二条極刑罪ニ該当スルヲ以テ一件書類ハ本
 検事局ニ送致セリ
 右及申(通)報渡也

6. 4. 8
 2393

内務大臣 安達 謙藏 殿
 大藏大臣 井上 準之助 殿
 社会局長 吉田 茂 殿

警視廳新築工事場内パンキ職工労働争議ニ関スル件(發生)
 發生日 三 解決日 一
 関係労働者 二〇
 争議参加者 二〇
 関係労働組合 労働組合

警視廳新築工事場内パンキ職工労働争議ニ関スル件(發生)

要旨 一、職舎の一部及本部の一部、下請負ヲ卷レシムル小山外二名ハ請負額八百六十六日ノ外
 二、更ニ八百日ノ増額ノ要求ヲ卷レ本月三ヨリ下職工ト共ニ罷業ニ移ル
 目下新築工事場内パンキ職工等ニ争議發生シテ、状況定ニ通

- 一、争議發生ノ場所
- 麹町區外櫻田町一、警視廳々舎新築工事場
- 二、事業主側
- 名 稱 三光商會(警視廳々舎新築工事場内)